

## 高砂市立幼稚園指定園区外・区域外就園許可基準

令和2年4月より適用

	事 由	許可期間	許可基準	添付書類	備 考
1	幼稚園での教育を希望	卒園まで	幼稚園での教育を希望する場合、幼稚園への就園を許可	・保護者の理由書	
		保護者の就労終了まで (毎年度申請)	保護者の就労により本来2号認定であるが幼稚園での教育を希望し、降園時から保護者帰宅時まで留守家庭となる場合、園児を預かるものの住所地の園への就園を許可	・両親の勤務証明書 ・預かる者の証明書	
2	学期途中転居	卒園まで（5歳児）	5歳児が4月1日以降に転居・転出する場合、卒園まで現籍園への就園を許可	・住民異動届の写し又は住民票	
3	転居予定	住民票異動(転居)まで	住宅の新築購入等で学年途中での転居・転入が確実な場合、転居予定先の園に学年開始時より就園を許可	・建築確認申請書の写し・売買契約書等転居予定住所が確認できる書類	
4	住民票のみ先に異動	住宅完成時まで	住宅完成後転園することが確実な場合、住宅完成時まで現籍園への就園を許可	・建築確認申請書の写し又は居住地が確認できる書類	
5	住民票と居住地不一致	住民票の異動届出ができるまで (毎年度申請)	債権者からの逃避等、家庭の事情で居住地に住民登録ができない場合、居住地の園区の園への就園を許可	・本人確認ができるもの (住民票・健康保険証等) ・居住地が確認できるもの (民生委員の居住確認等) ・保護者の理由書	
6	兄弟姉妹への配慮	兄弟姉妹の卒園・卒業まで	兄弟姉妹が、園・校区外就学の許可を得て指定園・校区外の園(学校)に就園(学)している場合に、その兄弟姉妹と同様に就園を許可		

(注)

- 1 いずれの事由による園区外就園も通園に支障がない場合に限る。
- 2 通園の方法は、各園の規則に従い、通園途上の安全管理は保護者の責任であることを理解し、通園方法や通園時間、地域活動への参加等を十分に考慮すること。
- 3 添付書類は、表に記載されているもの以外でも必要があると認めるときは、請求することができる。
- 4 指定園区外・区域外就園の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは許可を取り消すことができる。
  - (1) 故意に虚偽の申請をしたと認められるとき。
  - (2) 申請理由が消滅したと認められるとき。
- 5 原則として、高砂市内に住民票があり、卒園後は指定校区へ就学すること。  
市外居住者の申請については、すべて住民票を添付すること。
- 6 その他、上記以外の事由が発生し、教育委員会が必要と認めた場合に限り、許可をする。